四　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の六第三項の規定に基づき、事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更を公示する件　二〇　四

○国　税　庁

二五　酒類における有機等の表示基準の一部を改正する件　二　四

二六　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　五　五

二七　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　一三　七

二八　国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一八　四

二九　国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一八　四

○文部科学省

一〇四　文部科学省認定社会通信教育の事務所の所在地を変更した件　三　四

一〇五　平成二十四年度における学芸員の資格認定を実施する件　三　一

一〇六　重要文化財を国宝に指定する件　九　二
149　145

一〇七　国宝に文化財を追加して指定する件　九　二
149

一〇八　文化財を重要文化財に指定する件　九　二
149

一〇九　重要文化財に文化財を追加して指定する件　九　四
149

一一〇　伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件　九　五
149

一一一　平成二十四年度又は平成二十五年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　二四　二

一一二　平成二十四年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件　二五　四

一一三
一一四　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二五　四
161

一一五　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件　三一　四

○環境省

二　環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針を変更した件　五　一二
147

○文　化　庁

二五　公的な記録保存所を指定する件　一九　二

二六　重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件　二三　三

○厚生労働省

四一九　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件　二　四

四二〇　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定した件の一部を改正する件　二　四

四二一　医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等を改正する件　二　五

四二二　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件　三　四

四二三　救急救命士法施行規則附則第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関を定める件　六　五
九　三

四二四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部を改正する件　九　四

四二五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部を改正する件　九　四

四二六　雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件　九　四

四二七　雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件　九　四

四二八　雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件　九　五

四二九　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　一〇　四

四三〇　国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部を改正する件　一〇　六
150

四三一　港湾労働法第十二条第一項の規定に基づき同法第十四条に規定する業務を行う法人を指定した件の一部を改正する件　一八　四